平成２３年（フ）第１３４号
福岡県飯塚市相田174―262　めぐみハイツ206、住民票上の住所福岡県筑紫郡那珂川町仲２丁目11番18号、前住所福岡県筑紫郡那珂川町大字仲523番地１　東峰マンション那珂川1202号
債務者　内山　秀樹
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第５１２号
熊本市池上町524番地
債務者　星子　利恵
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第６１２号
熊本県宇城市小川町江頭414番地　レオパレスＳＡＫＡＥ201号
債務者　清水　文子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２４８９号
札幌市白石区菊水元町４条１丁目６番17―205号
債務者　十川由布子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５９２号
札幌市西区発寒３条５丁目５番２号　高田荘201号
債務者　大塚　勝利
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６０８号
北海道恵庭市柏木町378番地の３　アニメート・ヴィラⅡ103号
債務者　木村　國雄
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６０９号
北海道恵庭市柏木町378番地の３　アニメート・ヴィラⅡ103号
債務者　木村　光子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６１５号
札幌市白石区北郷５条３丁目２番36号　レスポワール53―105号
債務者　田中美恵子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６４７号
北海道恵庭市文京町２丁目20番１―207号
債務者　佐藤　雄一
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６７５号
札幌市手稲区西宮の沢１条１丁目１番15号　広宣寮
債務者　関口　　治
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５４号
岩手県奥州市前沢区字三日町新裏30番地２
債務者　吉田　克則
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第２９５号
群馬県高崎市大八木町1896番地１　プチアリス101号
債務者　土屋　一美（旧姓行木）
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３３２号
群馬県富岡市内匠292番地１　マリエージュ匠103号室
債務者　瀬間　克弥
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第６１７号
埼玉県ふじみ野市大原１丁目６番10号　ランダウッド大原101
債務者　玉城　善之
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６５６号
埼玉県所沢市西狭山ケ丘１丁目2430番地の２　あおばハイツ102、前住所埼玉県所沢市和ケ原３丁目295番地の13
債務者　太田　考彦
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６６３号
埼玉県坂戸市三光町49番地13　グリーンエイト坂戸203号室
債務者　藤野　利行
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６７１号
埼玉県所沢市緑町４丁目43番22―105号　ヒルズ新所沢緑町
債務者　長谷川雄一
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部